

# 点検商法の トラブルにご注意!

点検商法とは点検を口実に来訪し、消費者の不安をあおって商品やサービスの契約をさせる手口です。給湯器交換や屋根工事等の相談が寄せられています。

## 事例

「給湯器の無料点検をしています」と電話があり、承諾した。点検後業者から「古くなっている、このままでは壊れるので交換の方がいい、今なら割引します」と言われた。心配になって50万円の給湯器の契約をしてしまった。

高額でもあり、交換が必要だったのか疑わしいので解約したい。



## アドバイス

- 電話や訪問で点検を勧める業者には安易に点検させないようにしましょう
- 契約先のガス・電力会社や給湯器のメーカー、販売会社に相談しましょう
- その場で契約しないようにしましょう  
交換が必要か、交換する機種は納得いくものなのか、複数の機種の機能や価格を比べて相見積もりをとるなど納得したうえで契約しましょう
- 給湯器を手始めにリフォーム工事等次々に勧められる場合があります
- 訪問販売や電話勧誘の場合は契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ（違約金を支払うことなく無条件で解約）できます。書面や電磁的方法（メール）でしましょう（裏面参照）
- 少しでも不安に感じたら消費生活相談窓口にご相談しましょう

# あきらめないで! クーリング・オフがあります!!

## クーリング・オフハガキの記載例(裏面)

### 通知書

次の契約を解除します

契約年月日 年 月 日

商品名

契約金額 円

販売店名

販売員氏名 氏

上記日付の申込を撤回(契約を解除)します。

※つきましては既払い金 円を返金し、  
商品は引き取ってください。

年 月 日

契約者 住所  
氏名

- 表面は販売会社の住所を記載し、代表者宛に送りましょう
- 送る前に両面のコピーをとりましょう
- ハガキは特定記録郵便、簡易書留など記録の残る郵便で出しましょう  
受領書は保存しておきましょう
- ハガキでも、電磁的方法(メール)でも通知できます
- クレジットカードや個別クレジット契約がある場合はクレジットカード会社にも通知しましょう



どの窓口でも  
ご相談できます!  
相談は無料です。

消費生活相談業務について、鹿島市・嬉野市・太良町の3市町は連携しています。

3市町にお住まいの方は、平日毎日相談を受けることができますので、ご相談ください。

相談日	消費生活相談窓口	電話番号	相談場所
月曜日	鹿島市	0954-63-3412	新世紀センター 2階 会議室(鹿島市役所横)
火曜日	嬉野市	0954-42-3310	嬉野市中央公民館(塩田町) 2階 第4研修室
水曜日	太良町	0954-67-0312	太良町総合福祉保健センターしおさい館 1階 栄養指導室
木曜日	嬉野市	0954-42-3310	嬉野市役所嬉野庁舎 1階 相談室
金曜日	鹿島市	0954-63-3412	新世紀センター 2階 会議室(鹿島市役所横)

● 相談受付時間は9:30~16:00(12:00~13:00は除きます)

● 土、日、祝祭日は佐賀県消費生活センター(☎0952-24-0999)が対応します。相談受付時間 9:00~16:30

● 消費者ホットライン☎188に電話すると、お住まいの近くにある相談窓口につながります。